

# 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

質問No. 3に係る  
厚生労働省提出資料

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：400億円(400億円)

400億円の内訳  
 ・保険者機能強化推進交付金：200億円  
 ・介護保険保険者努力支援交付金：200億円（社会保障の充実分）

## 趣旨

- 平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組を制度化
- この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金を創設
- 令和2年度においては、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けを強化

## 概要

各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村に対する取組の支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付する。

- 【主な指標】
- ① PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化
  - ② ケアマネジメントの質の向上
  - ③ 多職種連携による地域ケア会議の活性化
  - ④ 介護予防の推進
  - ⑤ 介護給付適正化事業の推進
  - ⑥ 要介護状態の維持・改善の度合い

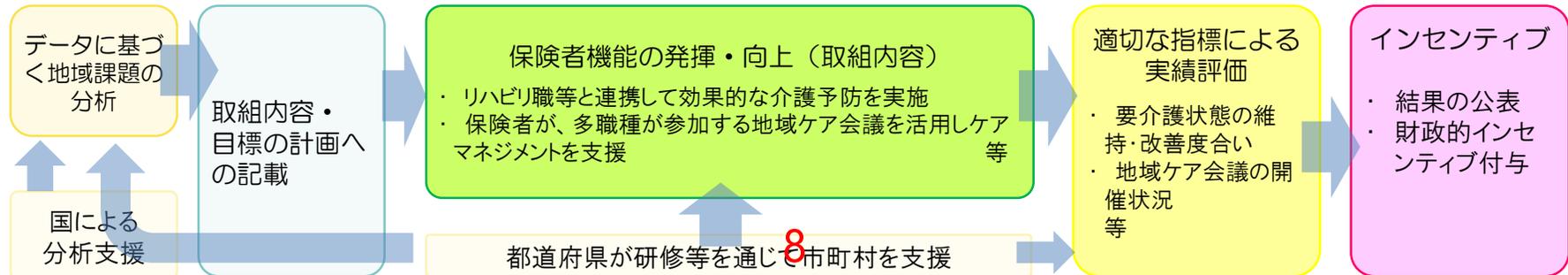
### <市町村分>

- 1 配分** 介護保険保険者努力支援交付金200億円のうち190億円程度  
保険者機能強化推進交付金200億円のうち190億円程度
- 2 交付対象** 市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。）
- 3 活用方法** 国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当  
なお、交付金は、高齢者の市町村の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨としていることも踏まえ、各保険者は、交付金を活用し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていくことが重要。

### <都道府県分>

- 1 配分** 介護保険保険者努力支援交付金200億円のうち10億円程度  
保険者機能強化推進交付金200億円のうち10億円程度
- 2 交付対象** 都道府県
- 3 活用方法** 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業や、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。

## <参考> 平成29年介護保険法改正による保険者機能の強化



# 保険者機能強化推進交付金の評価指標への文書負担軽減に関する取組の反映

- 保険者機能強化推進交付金の評価指標に文書負担軽減の取組を令和2年度分から追加。  
評価指標は、毎年見直しを行っている。

## (令和4年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標抜粋 (都道府県・市町村共通))

|   | 項目                              | ポイント   |
|---|---------------------------------|--|
| ア | 押印の見直しによる簡素化                    | 指定申請書等への押印は不要とする。  |
| イ | 提出方法(持参・郵送等)の見直しによる簡素化          | (1) 新規指定申請については、事前説明や面談の機会等を含めて一度は対面の機会を設けることを基本としつつ、すでに複数事業所を運営している事業者の場合については更なる対面を必須としない等、場合分けを行った上で対応する。<br>(2) 更新申請・変更届については、原則、郵送・電子メール等による提出とする。<br>(3) ただし、いずれの場合も、持参を希望する事業者については、持参できることとする。 ※(1)～(3)全て実施で評価   |
| ウ | 人員配置に関する添付資料の簡素化                | 添付資料は人員配置基準に該当する資格に関する資格証の写しのみとする。自治体において代替の確認方法がある場合には、資格証の写しの提出も求めないこととする。   |
| エ | 施設・設備・備品等の写真の簡素化                | 写真の提出を求める場合は、自治体が指定にあたって現地を訪問できない場合に限り提出を求めることとする。   |
| オ | 運営規程等への職員の員数の記載方法の簡素化           | ○運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」の記載について、指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することを認める。<br>○実人数を記載する場合であっても、運営規程の「従業員の員数」に変更があったとするのは、1年のうち一定の時期を比較して変更している場合とし、その変更の届出は1年のうちの一定の時期に行うことで足りるものとする。   |
| カ | 変更届の標準添付書類の対応                   | 変更届の標準添付書類に沿った対応としている。   |
| キ | 更新申請における提出書類の簡素化                | 介護保険法施行規則において、介護サービス事業者が更新申請にあたり提出が必要な事項のうち、既に指定権者に提出して変更がない場合、「申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる」としている事項について、省略可としている。  |
| ク | 併設事業所の申請における提出書類の簡素化            | (1) 介護サービスと介護予防サービスの指定を受ける場合の取扱いについて<br>介護サービスと介護予防サービスの指定を受ける場合、既に指定権者に提出している事項について変更がない場合、「申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる」としている事項について、省略可としている。<br>(2) 指定の有効期間の定めに関する弾力的な運用について<br>同一事業所で複数のサービスの指定等を受けており、それぞれの指定等の有効期限が異なっている場合に、それらの指定等の有効期間をあわせて更新することを可としている。  |
| ケ | 実地指導の「標準化・効率化指針」を踏まえた標準化        | (1) 基本項目 ①「標準確認項目」及び「標準確認文書」に基づき実施し、所要時間の短縮を行う。②実施通知は、1か月前までに発出し、実地指導当日の概ねの流れをあらかじめ示す。③確認する文書は、実施指導の前年度から直近の実績に係る書類とする。④利用者へのケアの質の確認のための記録等を確認する場合は、3名以内とする。(居宅介護支援事業所の場合は、介護支援専門員1人あたり1名～2名とする) ⑤同一所在地等の事業所に対する実地指導及び老人福祉法等の関連する法律に基づく指導・監査の同時実施を行う。<br>(2) 個別項目1 事業所に対し資料(文書等)の提出を求める際、重複した資料の提出を求めない。<br>(3) 個別項目2 既提出文書につき、再提出を不要とする。<br>(4) 個別項目3 ICTで書類を管理している事業所においては、PC画面上で書類を確認する。  |
| コ | 指定申請書等の様式例の活用やホームページにおけるダウンロード等 | ○指定申請(新規・変更・更新)については、原則、以下の厚生労働省ホームページに掲載している様式例及び参考様式を活用し、原則としてExcelファイルの形式にて、外部から分かりやすい形でホームページに申請様式を掲載している。(「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」を含む)<br><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/other/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/other/index.html</a><br>(11. 指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について)<br>○「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」は、必要項目を満たしていれば、各事業所で使用するシフト表等の提出により代替することを可能としている。 |

# 令和4年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標の結果

○ 令和4年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標の評価結果は以下のとおり。  
(令和3年度(予定)までの取組が対象)

**都道府県分：**Ⅱ 自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容  
(7) 介護人材の確保・生産性向上に係る支援 ⑧

**市町村分：**Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進 (2) 介護人材の確保⑤

|   | 項目                              | ①都道府県<br>(n=47)        |       | ②政令指定都市・<br>中核市 (n=82) |       | ③全市町村<br>(n=1741) |       | 合計 (①+③)<br>(n=1,788) |       |       |
|---|---------------------------------|------------------------|-------|------------------------|-------|-------------------|-------|-----------------------|-------|-------|
|   |                                 | 実施数                    | 実施率   | 実施数                    | 実施率   | 実施数               | 実施率   | 実施数                   | 実施率   |       |
| ア | 押印の見直しによる簡素化                    | 45                     | 95.7% | 77                     | 93.9% | 1,469             | 84.4% | 1,514                 | 84.7% |       |
| イ | 提出方法(持参・郵送等)の見直しによる簡素化          | 40                     | 85.1% | 52                     | 63.4% | 1,184             | 68.0% | 1,224                 | 68.5% |       |
| ウ | 人員配置に関する添付資料の簡素化                | 30                     | 63.8% | 57                     | 69.5% | 1,216             | 69.8% | 1,246                 | 69.7% |       |
| エ | 施設・設備・備品等の写真の簡素化                | 35                     | 74.5% | 38                     | 46.3% | 1,025             | 58.9% | 1,060                 | 59.3% |       |
| オ | 運営規程等への職員の員数の記載方法の簡素化           | 「○人以上」と記載することを認める      | 47    | 100.0%                 | 82    | 100.0%            | 1,404 | 80.6%                 | 1,451 | 81.2% |
|   |                                 | 実人数を記載する場合、届出は年1回      | 36    | 76.6%                  | 64    | 78.0%             | 1,158 | 66.5%                 | 1,194 | 66.8% |
| カ | 変更届の標準添付書類の対応                   | 37                     | 78.7% | 62                     | 75.6% | 1,405             | 80.7% | 1,442                 | 80.6% |       |
| キ | 更新申請における提出書類の簡素化                | 31                     | 66.0% | 55                     | 67.1% | 1,150             | 66.1% | 1,181                 | 66.1% |       |
| ク | 併設事業所の申請における提出書類の簡素化            | 介護・介護予防の指定を受ける場合の取扱い   | 34    | 72.3%                  | 58    | 70.7%             | 1,150 | 66.1%                 | 1,184 | 66.2% |
|   |                                 | 指定の有効期間の弾力的な運用について     | 36    | 76.6%                  | 59    | 72.0%             | 944   | 54.2%                 | 980   | 54.8% |
| ケ | 実地指導の「標準化・効率化指針」を踏まえた標準化        | 基本項目                   | 30    | 63.8%                  | 62    | 75.6%             | 982   | 56.4%                 | 1,012 | 56.6% |
|   |                                 | 重複した資料の提出を求めない         | 42    | 89.4%                  | 73    | 89.0%             | 1,363 | 78.3%                 | 1,405 | 78.6% |
|   |                                 | 既提出文書につき、再提出を不要とする     | 41    | 87.2%                  | 59    | 72.0%             | 1,235 | 70.9%                 | 1,276 | 71.4% |
|   |                                 | PC画面上で書類を確認する          | 43    | 91.5%                  | 75    | 91.5%             | 1,131 | 65.0%                 | 1,174 | 65.7% |
| コ | 指定申請書等の様式例の活用やホームページにおけるダウンロード等 | HPへの掲載(原則、Excelファイル形式) | 42    | 89.4%                  | 68    | 82.9%             | 1,155 | 66.3%                 | 1,197 | 66.9% |
|   |                                 | 勤務表：各事業所のシフト表等で可とする。   | 44    | 93.6%                  | 79    | 96.3%             | 1,385 | 79.6%                 | 1,429 | 79.9% |
|   | 合計                              | -                      | 81.5% | -                      | 77.7% | -                 | 69.5% | -                     | 69.8% |       |